医療・福祉現場の 身元保証人問題を考えるセミナー

令和3年12月15日

主催:公益社団法人 長野県社会福祉士会

共催:長野県社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー

― 入所施設の抱える課題をみんなで乗り越えていくために -

1 開催趣旨

人口減少や社会構造の変化のなかで、身寄りがない人が増加しており、「保証人」を確保できないために利用できるサービスが利用できないなど、身寄り問題が社会問題となっており、福祉施設などの入所系サービスにおいても、「連帯保証」や「医療同意」など施設側が対応に苦慮するケースが増加しています。

身寄りがない人が自らの意思を尊重され安心して暮らし続けるためには、施設関係者だけでなく、関係する支援機関や人、そして行政が皆で考える必要があります。本会では、「身元保証人問題検討プロジェクト」を設置し、身寄り問題に関する実態調査やヒアリング、セミナーの開催などに取組んできました。

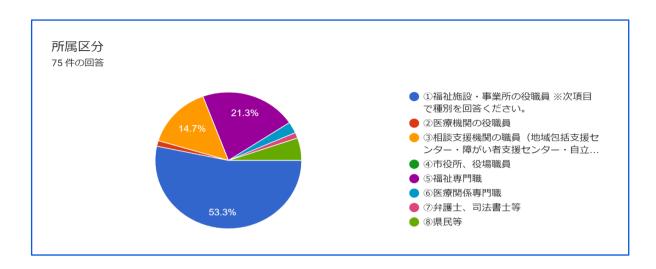
このセミナーは、長野県社会福祉法人経営者協議会と長野県社会福祉協議会との共催により、入所系サービスにおける「身寄り問題」に取り組むことを目的に開催します。

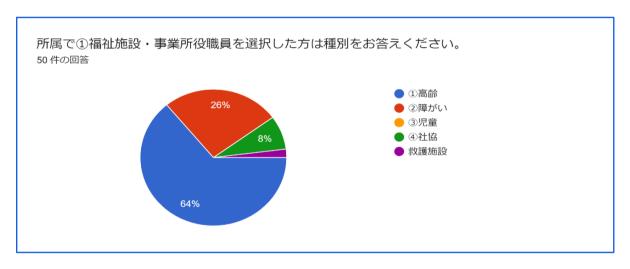
- 2 開催日時 2021年12月15日(水)、オンライン
- 3 主 催 公益社団法人 長野県社会福祉士会(企画:身元保証人問題検討プロジェクト
- 4 共 催 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 長野県社会福祉法人経営者協議会

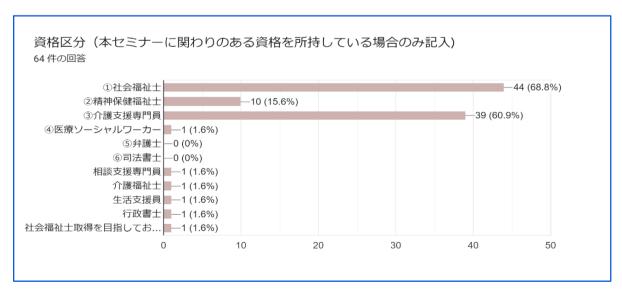
5 日程・内容

	-				
13:00~	開 会				
	基調説明 長野県社会福祉士会				
	身元保証人問題検討プロジェクトから				
	調査報告 長野県社会福祉法人経営者協議会				
	「入所施設における身寄り問題に関するアンケート調査」から				
13:30~	現場からの発信				
	① 「マニュアル作成の経過と課題、活用の事例について」				
	報告者:宮澤牧子氏(社会福祉法人 協立福祉会)				
	② 「関係機関との連携により身より問題を乗り越えた事例」				
	報告者:甲田伸子氏(社会福祉法人 依田窪福祉会)				
14:40~	休憩				
14:50~	オープンセッション				
	「身寄りのない人の施設入所の課題を乗り越えるために」				
	~ 本音トーク! 施設・成年後見人・関係機関、それぞれの困り感を発信! みんなが孤立しない取組みと新たな社会資源とは? ~				
	発言者 小林 和博 氏(長野県社会福祉法人経営青年会副会長・上伊那福祉会 施設 長) 岡室 恭輔 氏(弁護士・いちりん法律事務所) 五十嵐 眞奈美 氏(小諸市 保健福祉部 高齢福祉課)				
	進 行 衛藤史朗(長野県社会福祉士会 身元保証人問題検討プロジェクト員)				
16:00	閉 会				

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー(12/15) 参加者







基調説明

- 基調説明 「入所施設の抱える課題をみんなで乗り越えていくために」 長野県社会福祉士会 身元保証人問題検討プロジェクト 委員長 佐藤もも子
- 調査報告 「入所施設における身寄り問題に関するアンケート調査」から 長野県社会福祉法人経営者協議会 事務局 長峰 夏樹

身寄りがあってもなくても 安心して暮らせる長野県を目指して

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー

~入所施設の抱える課題をみんなで 乗り越えていくために~

基調説明

公益社団法人 長野県社会福祉士会 福祉活動委員会 医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクト

1

I 身元保証人・身寄り問題 全般について

~社会福祉士の現場...

福祉施設、相談機関(高齢、障がい、子ども、社協、行政)、 医療、教育、成年後見人等の からスタートした取り組み~

確認...用語の整理

長野県社会福祉士会身元保証人問題検討プロジェクトでは、 保証人・連帯保証人・身元保証人・身元引受人…の機能全て含めて 便宜上「身元保証人」と統一して使用します

- ① 保証人・連帯保証人・身元保証人・身元引受人… 様々な名称で使われている。
- ② 保証人・連帯保証人・身元保証人は、法的根拠が示されているが「身元引受人」は法的根拠は無し
- ③ 経済的な債務を負う「(連帯)保証人」と、万が一入居者が亡くなった場合、 その後の対応を引き受ける「身元引受人」と分けて使っている施設もある。
- ④ 施設入所の契約において、法的根拠で示されている内容で、使われていない 可能性 → 施設ごと、その指し示す内容は相違している

施設が「身元保証人」に 求める内容と用語の整理が 必要ではないでしょうか



契約書の中で 身元保証人の 役割は明確で しょうか?

3

長野県社会福祉士会

医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクト取組み

2018年2月 熊田均弁護士(愛知県弁護士会)を招聘

「長野の医療・福祉現場における保証問題を考えるセミナー」を開催

2018年度 「身元保証人問題を考えるプロジェクト」を立上げ

2019年2月 『「住まう」権利が阻まれた、課題となった事例に関する実態調査

(本会ホームページ・資料にアップ) 問題を提起

2019年度~2020年度 保証問題に関わる調査や検証の結果を精査

2021年1月~2月 会員等へのヒアリング(18事例)

現状と課題・社会福祉士としての受け止め・課題解決に必要事項

2021年度 当会の事業計画の重要・重点事業化

2021年5月 「身寄りなき時代の権利擁護 社会福祉士としての取り組み」 (案) 作成

→2021年6月会員から意見収集

2021年5月27日 「身寄りのない高齢者・障がい者等権利擁護に関するオンライン学習会」を開催

「身寄り問題」と本会のアクションプランを整理

2021年9月 ふっころプラン推進会議にて多団体で共有することを提案

2021年10月 住生活基本計画パブリックコメントについての学習・検討会

住生活基本計画へのパブリックコメント

2021年11月 みんなで身寄りのことを考える広報紙 「信州みよりだより」 創刊

2021年12月~22年1月 身元保証人問題を考えるセミナー1・2

『身寄り』問題とは つながる鹿児島の定義

『身寄り』がないことに、本人の帰責性はない

『身寄り』のない人を平等に扱い包摂することができない社会側の問題

「家族による支援」があることが当たり前の前提として構築される 社会システムの中で、連帯保証・身元引受等の人的担保が必要と される慣習のために、『身寄り』がないか『身寄り』に頼ることの できない人が「家族による居住・医療・介護・就労等の支援」が 受けられず、いのちとくらしに関わる重要な場面で排除されている問題

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業・『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業・「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き 地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとおして」特定非営利活動法人つながる鹿児島・令和3年3月、頁2

『身寄り』問題における個別の課題

~子ども・若者から高齢者まで、幅広い世代に関係しています~

場面	『身寄り』がない人にとって、想定される困難
① 居住に関 する連帯保証	賃貸住宅(民間・公営)は、多くが連帯保証人を求める。家賃債務保証事業者を利用すること場合でも「緊急連絡先」求められることがある。家賃債務保証事業者を利用する際に「緊急連絡先」を親族に限る、連帯保証人を求めることがある。
② 入院・入所 (病院・施設)に 関する連帯保証	法令、通知等により、本来は連帯保証人がいなくても入院・入所できるものとされているが、実際には連帯保証人等を求める。身元保証等高齢者サポートサービスを利用するためには高額な費用が必要または、十分な注意が必要。
③ 医療に関する意思決定支援	本人に医療に関する意思決定を行うための判断能力がないと判断された場合、家族から医療同意を取る場合がある。2つのガイドライン「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」によって、一定のルールが提示されており、その普及が求められる。
④ 金銭管理	資産・金銭を自ら管理するが、疾病・怪我・障がい等によって身体的に行動が制限されたり、認知症や障がいによって判断力が不十分になる。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度は対象範囲や提供量がニーズに対応しきれていない場合がある。
⑤ 死後事務	死亡した時、葬祭・火葬・埋葬・残置物の処理等の死後の対応。火葬埋葬を行う者がいない場合 は墓地埋葬法等により市町村が対応するが、遺留金品の扱い等対応方法が不明確な点がある。死 後事務委任契約といった対応策もあるが、高額な費用を必要とする。
⑥ 就 労	企業に就職する際に「身元保証人」や「身元引受人」を求められる。『身寄り』のない人や「家 族による支援」を受けることが出来ない若者が確保できずに就労できない可能性がある。
⑦就学	学校に就学する際に「身元保証人」や「身元引受人」を求められる。「家族による支援」を受けることが出来ない若者が確保できずに就学を断念する可能性がある。

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業・『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業・「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き 地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとおして」特定非営利活動法人つながる鹿児島・令和3年3月、頁5

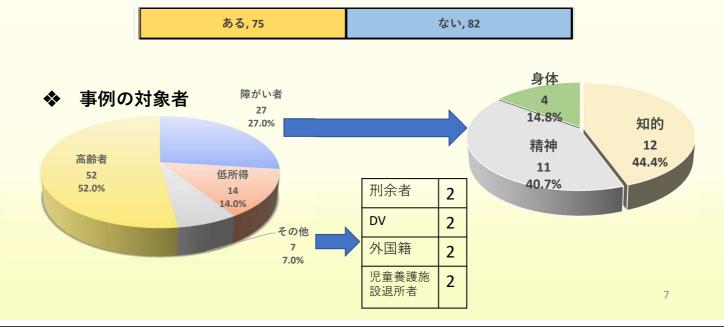
長野県社会福祉士会会員に向けた2018年12月の調査 1 『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査』報告書 頁2 * 当会ホームページ https://nacsw.jp/sumaukenri

❖ 有効回答者数

157名

双方の 立場から 回答を得る

❖ 「相談支援や後見等の活動の中で、保証人等がいないことでアパートに 入居ができなかったり、施設入所を断られたり断らざるを得なかった経験は ありますか?



長野県社会福祉士会会員に向けた2018年12月の調査 2 『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査』報告書 頁3 *当会ホームページ https://nacsw.jp/sumaukenri

❖ 阻まれた住まいの種別



◆ 身元保証人が課題となった 具体的19事例検証 (好事例・課題が残る事例)

〇好事例

☆関係機関連携により、身寄り問題を解決

→ *報告者 :依田窪福祉会 甲田氏

- ・施設入所時に、役割分担を決め、保証人はなし
- ・看取りと火葬・納骨まで本人の意思を叶えて行う。

〇課題事例

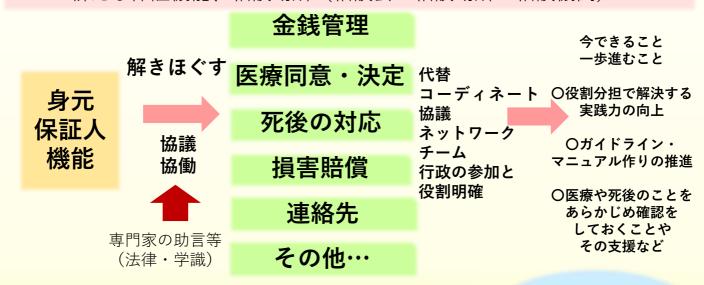
- ・保証人が居ないことで、入所を断ったり、賃貸住 宅に入居叶わず。
- ・保証人が居ないことと、それ以外の複合的課題が 解決を難しくしている。

❖課題・取組みの要望

- ・相談する場所がない。
- ・「保証」の課題を広く協議する場所
- ・「保証人が居ない場合」の対応マニュアル
- ・「保証人」の代替え機能、補償システム
- ・生活を丸ごと支援する体制づくり
- ・「保証人」に求める内容の明確化
- ・施設をサポートする仕組みづくり
- ・医療同意、入院時の保証人
- ・死後事務の課題
- ・児童養護施設の出身者が抱える問題
- ・行政の役割の明確化

長野県社会福祉士会会員に向けた2018年12月の調査と その後のプロジェクトによる検証結果

協議の場、実態把握調査、地域 (ガイドライン) や組織 (マニュアル) のルールの導入、 新たな保証機能、相談場所(相談会・相談場所・相談機関)



「保証」に求める機能を解きほぐし、地域でガイドラインや 組織のマニュアル作りを並行しながら、役割分担や連携で解決 出来ることがある。しかし、それだけで解決は難しく、新たな 保証の制度や資源も必要ではないか 身寄りのない人が 抱える課題を 包括的に捉える

『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査』報告書 頁23の図を改訂

 \prod

施設入所と身寄りの問題

~ジレンマを抱える施設、

専門職・支援機関・行政の役割...

施設入所と身寄りの問題を皆で解決していくには~

10

身寄りの問題について相談業務に携わる18人への 「ヒアリング」(2021年1月~2月)

高齢者施設	8
障がい者施設	3
児童養護施設	3
行政	3
医療機関	1

❖ヒアリング内容

- 所属組織における身寄りのない人に関する現状と課題 (現在~将来)
- 上記現状や課題をどのように受け止めているのか
- 課題を乗り越えるために必要なこと

♦身寄りのない人の問題全般

- ①「完全に身寄りがない」という人は少なく「身寄りはあるが課題(関係性が良くない、関りを拒否している等)を抱えている」事例が課題となる。②身寄りがあるなしではなく、保証に関する社会資源が少ない。
- ③日頃から**様々な社会資源の情報収集と地域の協力者とのネットワークを構築**しておくことが必要。

◆施設入所の課題と日頃のネットワークについて

- ①施設入所では「**保証人がいない場合は、後見人をつけること**」**が条件**になっている事例がある。
- ②身寄りのない方が排除されない、保証人がいなくても物事が進む社会が必要と考える会員が多い反面、施設側は入所を受け入れずらい現実がある。
- ③身寄りがない事例について**一緒に話し合う場や** 考える関係者が必要→相談先やコーディネート機関

◆医療同意・看取り・ACP

- ①医療同意や看取りは、後見人に代替えが難しく、 身寄りが求められる。反面、**つきあいがなくても 親族という理由だけで同意者になる事例がある**。
- ②本人が**元気な時から、いざという時の推定意思 に根拠が持てるようにしておく**ことが大切。
- ③ACP (アドバンスケアプランニング) の考え方 を利用して、本人の意思を確認しておくこと。

◆児童養護施設の出身者の課題

- ①児童養護施設の場合、**保証の問題は長年の課題** であるが、アフターケア事業等に十分な予算がな く施設や職員の善意に頼る部分がある。
- ②児童については、**施設を出た後、貧困や生活苦になる。**今後、地域や他分野と課題共有をして社会全体で対応をしたい。

11

施設職員のヒアリングから(1)

身寄りの問題について相談業務に携わる18人への「ヒアリング」(2021年1月~2月)

- ① 身寄りのない方が、医療同意が必要な状態になり、事業所が「従兄弟」を探し事前に依頼、遠距離の方であったが医療との連携の下、従兄弟との電話連絡で最期を病院で迎えた。
- ② 「身寄り」が問題となる事例もある。親が障がいのある子どもの年金を管理しつつ、事業所を活用している。利用料の滞納があり、督促にも応じない。家庭状況は決して良いという状況ではない。(セルフネグレクトの状態)
- ③ 見守り続ける人は地域住民やその他支援者で良いが、最後の責任は行政にある。
- ④ 大切なのは「本人が良い顔をしているか。笑顔でいるか」「本人が本人の暮らしをどう思っているのか」であり、**それを支援者がいかに共有できているか。**
- ⑤ 「決めごと」をしないと動けないのが実情であるならば、**決め事も必要**
- ⑥ 本来、身元保証人がいない問題は、**支援チームがしっかりと機能し、それぞれが 役割を担えば、自然と解消されるはず**の問題ではないか。
- ⑦ 本当に重度の障がいを持っている方でも「意志」はある。その「意志」を多くの 支援者が確認して実現させる。
- **⑧ 施設は「困っている人」がいれば、できる限り最善を尽くしたいと思っている。** 措置時代は包括的に財源をもらえていたが今は違う。施設には常に包括的なものが求められているが費用対効果のバランスがとれているかは検証が必要

施設職員のヒアリングから②

身寄りの問題について相談業務に携わる18人への「ヒアリング」(2021年1月~2月)

- ① 行政や権利擁護制度などに繋がっておらず、本来行うべき事を超えて地域の方や担当ケアマネジャーがそれらの役割を無理に担っていて、施設入所後にその役割はどうなるかが課題になる方も多い(その役割をしないと生活が成立しなかった方がいるということ)。在宅や特養などの終の住処へ繋ぐ中間施設という役割が中心であり、身寄りのない方は次の受け入れ施設への申し込みをどうするか、また受け入れる側も同様の課題を鑑みて入所が決まりづらいというのが現状。
- ② 施設を挙げて課題のある方の受け入れをするシステム構築はしていかないといけないが、 経営や責任といった点で施設、または自分自身だけでの解決は難しいのではないか。施 設利用になると在宅生活者に比べ、関係者が手を引く・施設任せになる部分があり、い かに行政を中心に一緒に考えていただく支援の輪を構築・またその発信源になれるか。
- ③ 行政の担当者や一緒に考えてくれる関係者がいるかいないかで受け入れから今後の生活 検討までガラッと変わってくる。施設が身寄りのない利用者の人生決定(責任)をすべ て負うのは難しいため、すべてが行政の責任とは言わないが、それらの相談窓口、もし くは一緒に支援の輪に入って役割分担ができる方がいることの必要性を感じる。

本人の暮らしをまもるためには、施設だけで解決できないこともある。 地域の支援機関や行政は、入所後も共に歩んでほしい。

長野県社会福祉士会会員に向けた2018年12月の調査 頁15~17

「身元保証人が居ない人の施設入所の課題・求めるもの」

- ①「身元保証人」に求める内容の整理(経営協アンケート)
 - *オープンセッション:社会福祉法人経営者協議会小林氏
- ②「身元保証人」を慣習的に求めている
- ③ 厚生労働省令(提供拒否の禁止)
- ④ 成年後見人が出来ること、出来ないこと
 - *オープンセッション:弁護士 岡室氏
- ⑤ 施設をサポートする仕組み

(6)

例:支援機関が共に考え歩む (連携・ネットワーク) 保証内容の整理、明確化 利用料金の保証 医療・看取り時・死後の対応の確認

- 「身元保証人」に代わる**公的な保証制度の充実**
- ⑦ 民間の身元保証ビジネスに関する実態調査

厚生労働省令 (参考)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)

(提供拒否の禁止)

第4条の2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令 第40号)

(提供拒否の禁止)

第5条の2 指定介護保健施設は、正当な理由なく指定介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

地域密着型サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成18年 厚生労働省令第34号)

(提供拒否の禁止)

第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時巡回対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

※認知症対応型共同生活介護などの他の地域密着型サービス事業は、当該規定を準用している

※ 平成28年3月7日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における配布資料 厚生労働省発出の通知によれば、「入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは サービスの提供を拒否する正当な理由には該当しないとされている。

『身寄り』の問題と地域づくり

①総合的な地域づくりと個別の課題解決

総合的な

•社会的孤立を防止し、解消する総合的な地域づくりの取組み

地域づくり

•「家族による支援」を社会や地域が担う仕組みが必要

•『身寄り』問題に取り組むことが地域づくり、地域で『身寄り』問題に取り組むプロセスが重要

個別の

課題解決

• 連帯保証、身元引受、医療に関する意思決定、金銭管理及び死後対応については 課題解決に取り組む必要

『身寄り』の問題の多くが、関係者の意識改革・既存制度の改革・支援者や事業者の一歩の 踏み出し・関係者のすり合わせや協議等により解決に向けた取り組みが可能

②『身寄り』問題に取り組む主体

当事者、事業者、支援者のそれぞれの立場で取り組む

〇当事者...権利の主体として

○事業者…事業の見直し

○支援者…権利擁護の視点から取組みを求められている

〇行政…主導・バックアップ

当事者

三位一体

支援者 事業者

行 政

עע נן

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業・『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業・「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き 地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとおして」特定非営利活動法人つながる鹿児島・令和3年3月、頁7-8 10

16

地域の「ガイドライン」づくり 組織の「マニュアル」づくり

〇 地域で「ガイドライン」づくり …*オープンセッション:小諸市 五十嵐氏

地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働し、これを行政が主導またはバックアップし、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことができる。

〇 組織で「マニュアル」づくり … *報告者:協立福祉会 宮澤氏

これまで「例外」として場当たり的であった『身寄り』のない人への対応を統一でき、職員は安心して働くことができる。組織としての責任や理念の達成、組織倫理の確立及びリスクマネジメントに寄与し、『身寄り』のない顧客・クライアントの権利を擁護し、その満足や評価を得る。

「ガイドライン」や「マニュアル」 はあくまでも 地域づくりや組織づくりの手段や通過点である

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業・『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業・「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き 地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとおして」特定非営利活動法人つながる鹿児島・令和3年3月、頁9

17

『身寄り』問題は権利の擁護と行使の課題

- ①居住、医療、介護、就労等から排除されない支援や仕組みが必要
- ②身寄りがない人は、それ以外にも複合的課題を持ち合わせ、自身の力のみでは、事態を変えることが出来ない状態に立たされている場合が多い。社会的な支援があれば、改善や希望が叶う可能性がある。
- ③生まれてから最期を迎えるまで、家族、親族環境に関わらず誰しもが自分の人生を変 えていける機会が保証され、それを後押しできる専門職や関係機関の存在が重要である。
- ④住む地域で望む生活や人生を全うすることができるよう、**身寄りの問題を「地域の課 題」として捉え、身寄りがなくても支え合うことができる地域社会を皆で創る**。
- ⑤身寄りがなく判断能力の不十分な方について「意思決定」に支援を必要とする人も居る。本人が望む「命(医療)・生活・人生」を尊重し、意思決定に関する支援を的確に 行う必要がある。

セミナー 2 2021年1月30日 13:00~16:00 身寄りのない人の人生の最終段階における意思決定支援 ~ACPとソーシャルワーク~ 「権利の擁護と行使」を支援する ソーシャルワーカー(社会福祉士)として実践をします

『どのような状況や立場にあっても 「健康で文化的な生活が保障され、その方の生命を まもり、望む生活や人生」をかなえていくことが ソーシャルワーカー(社会福祉士)の役割』

「身寄りのない人の課題をソーシャルワーク実践で取り組みます」

ミクロ 個別相談

〇身寄りのない人の相談を 関係機関と連携して取り組み、 身寄りのないことで 排除されないよう実践する 〇ご本人の意思が、もしもの時の 医療や死後の手続きなどで尊重さ れるための、あらかじめの 意思確認を行う

メゾ組織・地域

〇組織のマニュアルや 地域のガイドライン作りで 本人・支援者・行政の安心を担保 〇身寄りのない人も 地域に包摂される居場所や 繋がりづくり 〇意思が尊重されることが 当たり前になる地域の意識づくり 〇新たな資源づくり マクロ 制度・社会・国

- 〇地域福祉計画の取組みへの 政策提言
- ○身寄りの問題で排除されて しまう現状の発信
- 〇長野県全体の関係団体で 問題の共有をする
- 〇連携・既存制度・仕組みで 解決が難しいことを整理し、 国に政策や制度の要望や提案

個々の社会福祉士の取組み

社会福祉士会の取組み

「身寄り問題」について 多団体の皆様との共有を提案します

「身寄り問題」は 大切な 問題だと思うけど...



難しそう?解決方法はあるの? 何から学んだらいいの? 私たちはどうしたらよいの?

医療関係者



福祉施設・ 福祉関係者



学習会

県・市町村

本会主催

セミナー

問題発信

法律専門職





不動産・賃貸住宅 関係者



事業所・ 県民の皆様



入所施設における身寄り問題に関する アンケート調査

1 趣旨

- o人口構造等の変化の中で、身寄りがない人が増加しており、福祉施設への入所や医療機 関への入院の際にも「保証人」等が確保できないケースが増加傾向にある。
- o入所施設は「保証人」がいないことを理由に入所を拒むことはできないとされているが、 身寄りのない人を支える役割が施設に一任されるような状況であれば、問題解決にはつ ながらない。
- o そこで、身寄りのない人が安心して施設入所を選択できる環境を整え、地域ぐるみでその人の生活を支える仕組みをつくっていくことを目指して、現状を把握し対応策を検討するために実施する。

2 実施主体 長野県社会福祉法人経営者協議会

3 実施方法 調査票 (グーグルフォーム使用) への回答を郵送等で依頼

4 実施期間 令和3年11月2日~11月30日

5 実施対象 長野県内の社会福祉法人 270法人

6回答 68法人(25%)

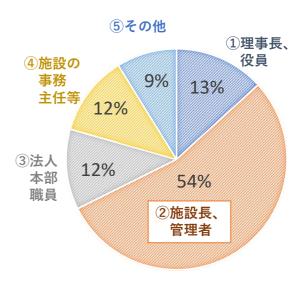
回答者の属性等

種別等

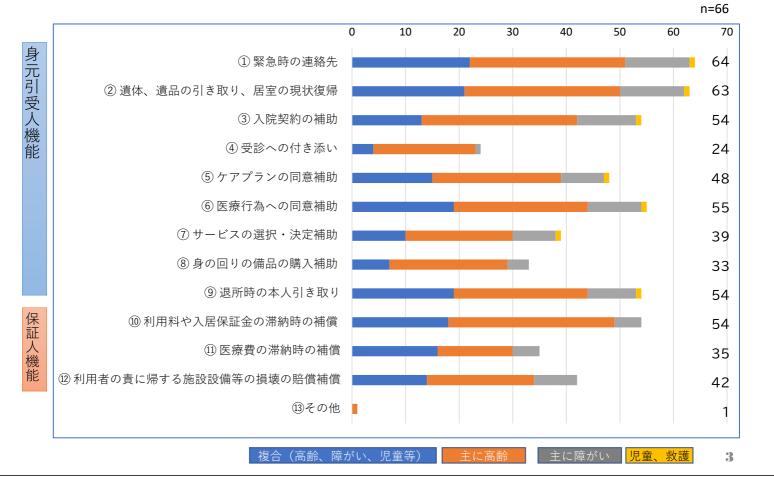
68 件の回答

4児童福祉 1 3主に障がい福祉 2 福祉 12,18% 22,32% (1複合(高齢、障がい、児童等) 31,46%

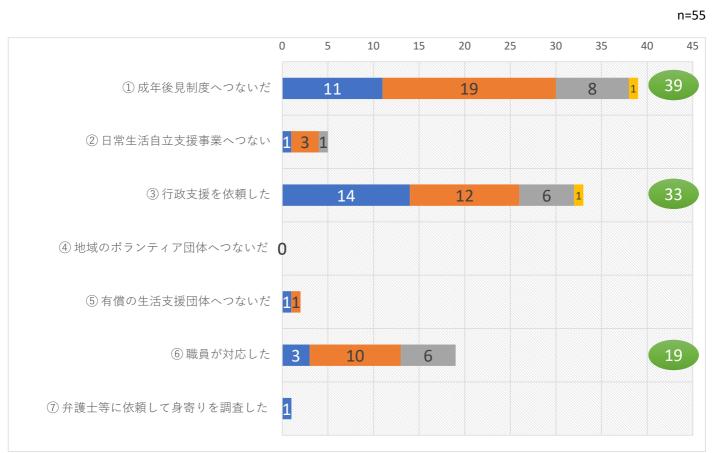
回答者について 68 件の回答



問 1 入所施設において、入居者の「身元保証・身元引受人等」(名称の差異は問わない)に期待する役割はどのようことですか。(複数回答)



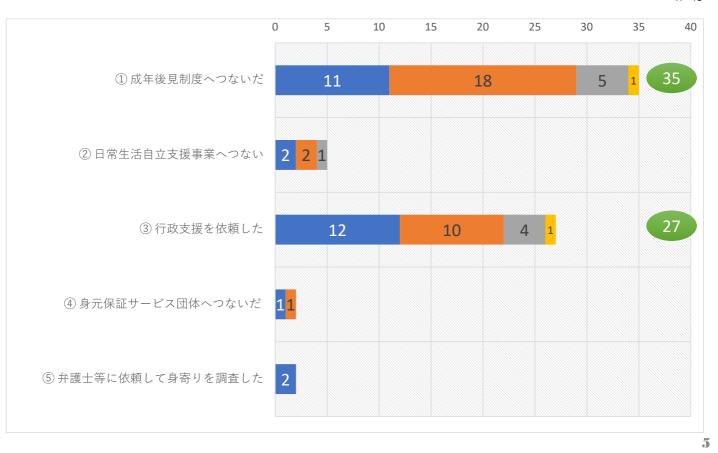
門 2 入居者に身寄りがなく、問1-(1)の「身元引受人」的機能をお願いできない場合、どのような対応を行った経験がありますか。(複数回答)



4

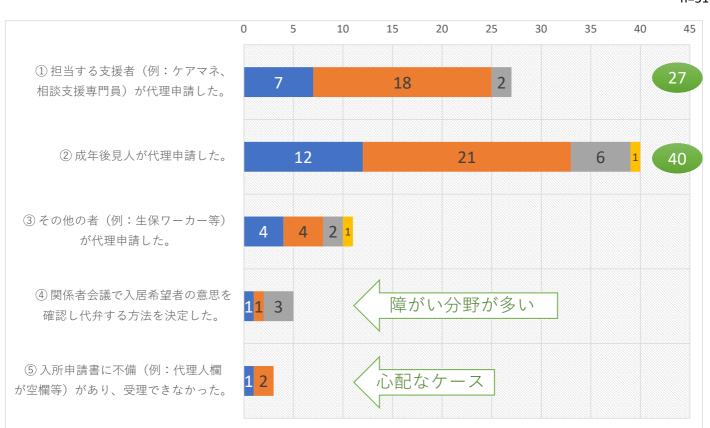
門3 入居者に身寄りがなく、問1-(2)の「保証人」的機能をお願いできない場合、どのような対応を行った経験がありますか。(複数回答)





胃4 入所希望者に身寄りがなく、かつ入所申請の代理者が必要な場合、どのように対応した例を把握していますか。(複数回答)

n=51



問 5-①

入居手続きを進める

入居手続きを進める

想定して、入居手続きを進める

入居手続きを進める

入所予定者(入所決定済みの者)に身寄りがなく「身元保証・身元引受人 等」(名称の差異は問わない)を確保できない場合、どのような対応を 行った経験がありますか。 (複数回答)

問1の「身元引受人」的機能を果せる人がいない場合



問 5 - ②

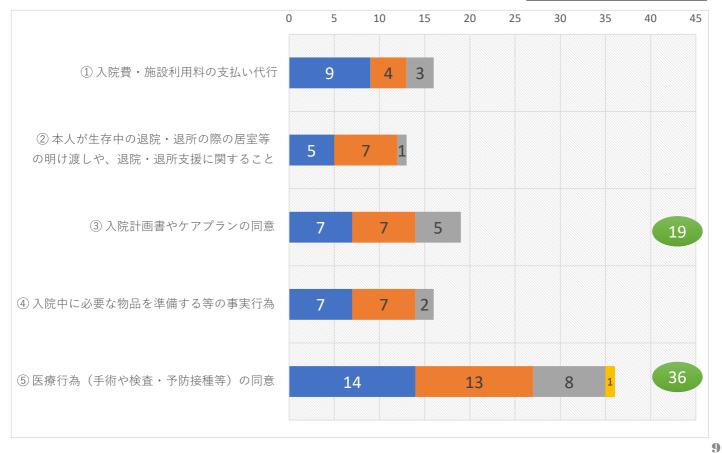
入所予定者(入所決定済みの者)に身寄りがなく「身元保証・身元引受人 等」(名称の差異は問わない)を確保できない場合、どのような対応を 行った経験がありますか。 (複数回答)

問1の「保証人」的機能を果せる人がいない場合



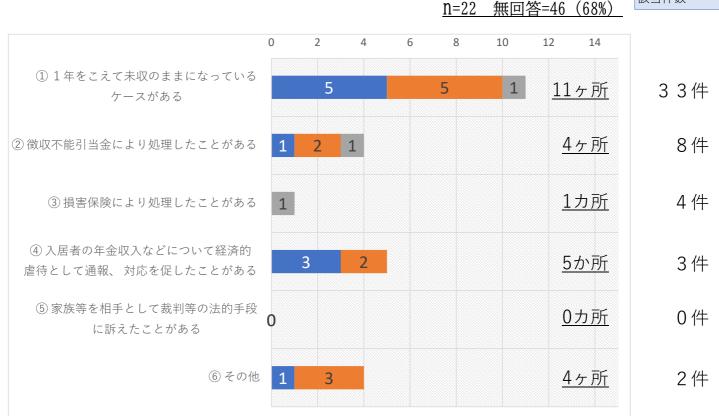
問 6 入居者が医療機関を利用する際、身寄りがないために生じた不都合には、どのようなものがありますか。 (複数回答)

n=45 無回答=23 (34%)



胃 7 施設利用料等の滞納や徴収不能がある場合の対応状況。(複数回答)

有の場合、概 ね5年以内の 該当件数



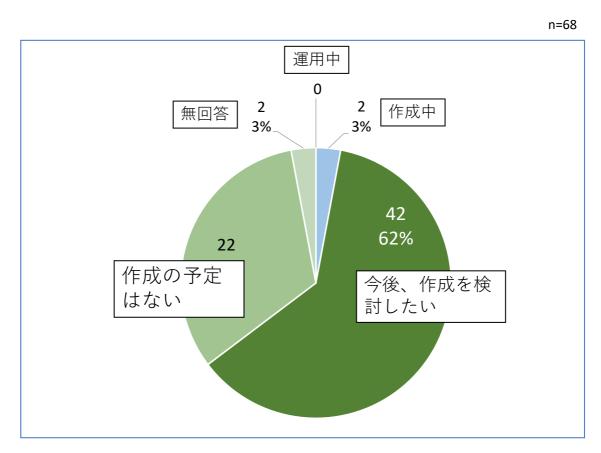
※件数の「無回答」がある

10

胃 7 施設利用料等の滞納や徴収不能がある場合の対応状況。(その他の回答)

- ① 親が年金を管理し入所中において必要となる利用料等の必要経費を払わないため経済的 虐待として扱い、行政を入れて後見人を立て年金の受入れ口座を変えて利用料等の必要 経費が支払えるようにした。
- ② 分割納入してもらっている。(2件)
- ③ 催促の依頼(電話、文章、自宅訪問)
- ④ 家族と話し合い計画的支払い計画をつくり回収した。
- ⑤ 家族の家になんどか訪問の上、徴収している。(3件)
- ⑥ 職場に連絡させていただき、就業終了時間に合わせて出向いている。
- ⑦ 3か月を超えて未払いの場合、重要事項に沿って契約解除に該当する旨を通告。度々引き落としが出来なかったケースは、行政を通じ身元引受人の許可を得て通帳を預かった。
- ⑧ 身元引受人と関係者を交え、経済状況や収入状況(年金等)等を確認し、減免制度等の申請補助と支払計画の作成を行った。減免制度ができようとなったことで、やや計画よりは遅れたが未納分の完済が終わり、現在も滞りなく支払いが継続できている。
- ⑨ 債権回収可能な弁護士を探しています。

胃 8 法人や施設において、身寄りのない入居者を支えるための「マニュアル」等の整備



11

問9 身寄りのない入居者を支えるために、経営協に期待すること。 (複数回答)



② 損害保険の情報提供や商品開発 の要望とりまとめ

支援の仕組みづくり

③ 身寄りがない入居者の徴収不能を 補填する独自の制度、基金等の創設

④ 「個人」に頼らない債務保証の 仕組みの提言、制度化の働きかけ

⑤ 相談先の情報提供



13

問10 その他意見、要望等(自由記入)

- ① 県外のNPO法人の後見制度を利用して、入居時の「身元引受人」「保証人」 で入居された利用者がいたが、その後になって、長野県はサービス対象外と すると連絡があり、退所して元居住地域へ戻らざるを得ないケースがあった。 安心して依頼できる「身元引受・保証人」サービスが欲しいのが本音だが、 県内の同様の団体は、料金やサービス内容から信頼できない場合が多いので、 状況調査等を実施して、料金の目安等を示して欲しい。
- ② 医療同意は後見人でもできないと理解しています。身寄りがなくても医療行 為が実施できる方策が必要と考えます。(2件)
- ③ 入所中の利用者が手術が必要となった場合、病院は身元保証人を立ててもら いたいと施設へ言ってくる。そのような場合はどうすればよいのかご教授く ださい。
- ④ 1年以上の滞納について徴収不能として処理したケースがある。身元引受人 が利用者の金銭を流用しており、利用者も施設にいることが難しくなった。 双方が守られる仕組みが必要。権利擁護、虐待についてもっと切り込んだ制 度改革を願う。

現場からの発信

○ 「マニュアル作成の経過と課題」

宮澤牧子氏(社会福祉法人 協立福祉会)

○ 「関係機関との連携により身より問題を乗り越えた事例」

甲田伸子氏(社会福祉法人 依田窪福祉会)

マニュアル作成の経過と課題

現場からの事例を含めての報告

協立福祉会 宮澤 牧子

協立福祉会入所施設の概要

> 安曇野市

特別養護老人ホームあずみの里 65 床 老人保健施設あずみの里 100床 ケアハウスあずみの里 30居室 住宅型有料老人ホームあずみの里 49居室

▶ 塩尻市

特別養護老人ホームさじきの里 60床 介護型有料老人ホームみずほの里 40居室 高齢者グループホームふきぼこ 9居室





マニュアル作成までの経過

- ▶ 当法人は、マニュアル作成以前から『身寄りがない等』の方の受け入れを 対応してきました。
- 『身寄りがない等』の相談があると

契約は誰とするのか?

緊急時対応はどうしたら良いか?

必要な物の購入はどうしたら良いか?

金銭管理はどうするのか?

等の課題があがり

事業所毎に管理に確認をし、明確なルールがない中で、手探りで受け入れを対応してきました。

マニュアル作成までの経過

▶ 2020年3月、協力病院である松本協立病院より

『身寄りがない方への対応マニュアルはあるのか』との問い合わせ。 その話が出たきっかけは、

協立福祉会入居中のAさんの事例がありました。

A さんが入院した際にご家族が関りを拒否。子どもたちで『連帯保証人及び医療同意』を押し付け合い、病院として医療同意を取る事ができずに困った。

⇒ 病院としては、入院後早い段階で『連帯保証人や医療同意が出来る人がいるのか、いないのか』がはっきりしていると次の動きが早く検討できる。

マニュアル作成までの経過

- ▶ 管理より日常的に相談にのり、対応をしている相談室でマニュアルの検討ができないかと話しがあった。
- ▶ 相談室のメンバーは社会福祉士4名。安曇野市、塩尻市と離れている為、月に1回 の部会の中で話し合いを行ってきた。
- ▶ 先ずは、マニュアル作成の為に学習を持ち回りで担当し、理解を深めた。学習準備の1カ月を調べたり整理することで、個々の力量upにも繋がった。
- ▶ 『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』を参考にマニュアル及び支援シート、フローチャートを作成。
- ▶ 2020年4月民法改正に伴い連帯保証人への極度額の設定によって契約書の修正が必要になった中で『身元引受人』の項目も修正。
- ▶ 2020年10月、協立福祉会運営委員会でマニュアルの確認が行われた。
- ▶ 同月 契約や相談業務に関わる他部署職員へのマニュアルの説明と学習会の開催。
- ▶ 同月 マニュアルの運用開始。

私たちの学習・・・

- ▶ 理解を深めるために
 - *契約行為について
 - *身元保証人と身元引受人の違いについて
 - *成年後見制度について
 - *任意後見、見守り契約、死後事務委任契約、公正証書遺言について
 - *アドバンス・ケア・プランニングについて
 - * リビングウィルについて
 - *外部学習会へも参加

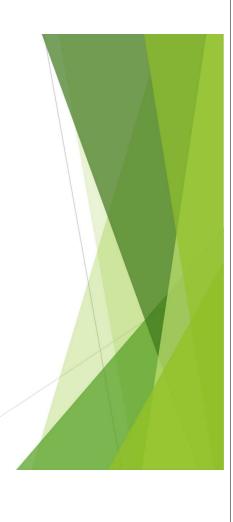
『身寄りがない等の利用者受け入れ 対応マニュアル』作成

- ▶ 身寄りがない等の理由で受け入れを躊躇する事がないよう、 マニュアルの目的を明確にした。
- ▶ 申込から入所までの段階毎に申込者や関係者への確認事項を整理。
- ▶ フローチャートを活用しながら支援シートを行政や成年後 見人等の関係者と共に作成し、支援体制を整備していくこ とを確認した。
- *施設のみでの対応には困難や限界があり、行政や成年後見人等の関係者と一緒に利用者を支えるチームづくり。

施設が求める身元引受人の役割について整理

- ▶ 個別具体的で明確なニーズに対しての対応
 - ①施設利用の契約・契約解除に関すること (施設ならではの対応)
 - ②利用料等に関すること
 - ③緊急の連絡先に関すること
 - ④医療機関への受診・入院に関すること
 - ⑤入所中に必要な物品の準備に関すること
 - ⑥介護計画書に関すること
 - ⑦ (死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

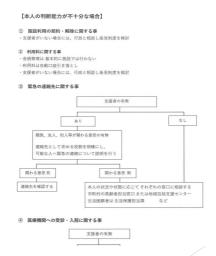
契約書にも上記役割を明記



フローチャートの活用

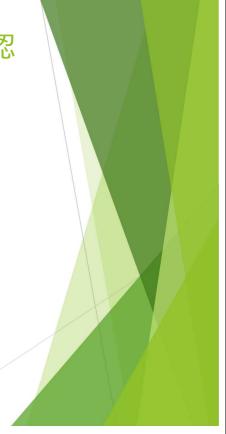
▶ 『本人の判断能力が十分な場合』と『本人の判断能力が不十分な場合』別に役割毎にフローチャートを作成。フローチャートによって自分たちの動きが『見える化』し、統一された動きがとれるようになった。





関係者で役割を支援シートを用いて確認





支援シートを活用する対象者

- ▶ 身寄りがない等の理由で身元引受人になり得る人がいない場合に行政や成年後見人等の関係者で支援シートを活用しながら各々の役割を確認。
- ▶ 身元引受人に求める役割7項目についてどれか1つでも対応が困難な場合に確認(必要に応じて活用)
- ▶ 敢えて身元引受人を2名記載頂く事で、1名しか記載が難しい方に対して、身元引受人の役割を担えなくなった場合にどうしたいか、どうするかを支援シートを活用しながら確認。

『身寄り』問題と逆行!?ではなく、

- *2名身元引受人を置かないと受け入れが出来ないのではなく、 『身寄りがない等』になる可能性が高い方として対応。
- *核家族化した世代の高齢化などにより、1名のみの身元引受人の方は、身寄りがない等の方になる可能性を含んでいる。
 - ・高齢の配偶者や兄弟が支援しているが、他に頼る親族がいないケースも多い。
 - ・知人以外に頼れる親族がいないケースの相談もある。
 - ⇒ 施設としてのリスク管理
 - ⇒ 自分たちの今後のことを自分たちできちんと考えて頂く機会へ。

「あなたが、もし病気や亡くなってしまった場合にどうしますか?」「誰も頼れる人がいない・・・どんな方法があるのか??』

Bさん事例

Bさん 90代女性 要介護4 特養入所

左大腿骨転子部骨折、心不全、認知症

70代の長男との2人暮らし。入院を機に在宅介護困難にて特養入所。

入院時に生活保護申請と成年後見申し立て。

入所時、身元引受人は長男。入所し5カ月経った時に長男さん、多臓器不全にて急逝。次男や長男の子と連絡を取ろうとするが関り拒否。

・成年後見人、生活保護CW、高齢福祉課CWに来て頂き、今後の支援について支援シートを元に確認。

『受診の付き添い』『医療同意』『入所中に必要な物品の準備に関する事』 については成年後見人、生活保護CW、高齢福祉課CWより「できません」

『医療機関への受診・入院に関する事』

- ▶ 身寄りのない等の方だけでなく、親族が遠方や仕事の関係で直ぐに対応できない事も多く職員が対応する事も多い。病院への付き添いで半日、場合によっては1日他の業務が出来なくなることも。現場から職員が付いていった場合には体制が手薄となってしまう課題がある。
- ▶ 経済的問題も絡んで・・・Cさん事例

Cさん 80代男性 要介護3 生活保護受給 ケアハウス入居

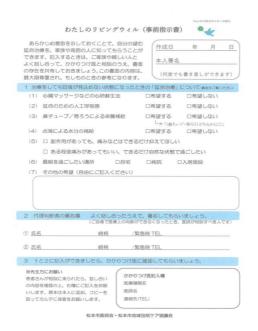
前立腺肥大、前立腺癌

親族は半世紀以上連絡を取っていなかった九州地方在住の姉のみ。入居時から亡くなった妻の知人が関わり、身元引受人になっていた。

泌尿器科への定期受診が必要と言われ、職員が付き添うと付き添い費用が発生する為、知人が対応してくれていた。(介護施設であれば、費用は発生しない)

医療同意については電話での説明と郵送にて姉とやり取りをし、ケアハウスでお看取りとなった。 マニュアル完成以降は、ご本人に判断能力がある方であればリビングウィルを活用しているケースも・・

松本市医師会・松本市地域包括ケア協議会作成 『わたしのリビングウィル(事前指示書)』の活用



『必要な物品の準備に関する事』

- ▶ 老健ではCSセットを導入しており、必要な物品の準備では助かっている方もいる。
- ▶ 必要物品だけではない。服やお菓子、化粧品等の利用者が日々の生活の中で当たり前に希望される物は色々ある。衣食住の必要最低限のものが揃っていれば良いのではなく、その人らしく満足のいく暮らしができる様に日常生活を支援していく必要がある。

Dさん事例

Dさん 70代男性 要介護 4 脳出血後車いす生活 特養入所 親族いるが、関わり拒否。任意後見人対応。

『〇〇のパンを食べたい。』『〇〇のお菓子が食べたい』

『外出をして自由に買い物がしたい』

ご本人の願いをどう叶えるか。当法人は現金でのやり取りを原則行わない為、 宅配サービスやカタログ注文も活用するが、担当職員が業務外に立て替え払いを して対応する事も多く負担がある。

行政・関係者との連携(ワンチーム)

▶ F さん 70代男性 要支援2 脳梗塞後 ケアハウス入居 親族なし

任意後見手続き中の段階ではあったが、早期入居依頼があり 病院より入居。

入院時からの高齢福祉課CWの関わり。

入居の荷物の準備、住民票転出・転入、保険証類の手続き、 諸々の解約手続き等を一緒に行ってきた。施設だけが対応する には限界や負担が大きく、『施設にお任せ』であったならば受 け入れは出来なかった。

身寄りのない等の方を受け入れるにあたっての 施設としての課題

- ▶ 相談・契約等に関わる職員へのマニュアルの伝達
- ▶ 金銭管理についての対応
- ▶ 受診支援や物品購入などにあたる職員・職場へのフォロー
- ▶ マニュアルの定期的な見直し
- ▶ インフォーマルサービスについての活用
- ▶ 身寄りのない等の方を受け入れるにあたっての施設の姿勢づくり

『身寄り』がないことはもはや『例外』ではなく、『家族による支援』は当たり前に提供されることが前提ではなくなってきている事を理解し、『家族による支援』を無条件に優先したり、過度に期待したりするのではなく、地域や社会による支援と並列化すべき

(つながる鹿児島 身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づく りの手引きより抜粋)

相談室としての課題

- ▶ 全職員へのマニュアル学習会の開催
- ▶ 『身寄り』問題は今後増えることは予想され、もはや当たり前な状況になる可能性の中での事例の積み重ねと職員との共有
- ▶ 社会資源や地域資源など情報のアンテナを張る
- ▶ マニュアルの定期的な見直し
- ▶ 行政・地域、関係者との連携
- ▶ 利用者が不利益とならない様、必要な情報を病院などの他機関とスムーズに共有すること
- ▶ 『身寄り』問題は排除の問題であり、権利擁護の課題であるならば、社会福祉士として考え、動く必要がある

行政、地域、関係者とともに・・

- ▶ より多くの色々な立場の人が集まれば、より良いアイデア や社会資源の開拓、地域づくりができる。横を繋げられる のは、行政しか出来ない大事な役割ではないでしょうか。
- ▶ 社会資源を結びつける社協の役割や広く高齢者をフォローしている地域包括支援センターの役割も欠かせません。
- ▶ 『身寄り』の有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり。 地域の一事業所として自分たちのできる事は行政や関係者 と協力しながら関わっていけたらと思います。



『身寄り』のあるなしに関わらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会が実現されますように

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー

「関係機関との連携により身より問題を乗り越えた事例」

社会福祉法人 依田窪福祉会 依田窪特別養護老人ホームともしび 甲田伸子

親類縁者が無く、夫婦で入居 妻の意思で永代供養墓に入り、遺産を施設へ付した事例

 名前
 Aさん
 性別・年齢
 女性
 66⇒71歳
 介護度
 4⇒3
 病名
 パーキンソン病、膀胱がん、腸閉塞

 事例テーマ
 付き合いのある親類縁者が無く、夫が入居している施設へ入居となった。妻の意思で永代供養墓に入り、遺産を施設へ付した事例

事例の概要

Aさんは夫が入所している特養に後から入所した。実の姉があり、入院の手配など最低限の支援を受けていたが関係が良くなく、姉はAさんが入所中も死亡後も関わりたくないと言っていた。Aさんは特養入所時から認知症の症状は無く、意思表示が可能であったため成年後見人はつけていない。特養でAさんの夫が亡くなった後、Aさんは「真言宗の永代供養墓に夫と自分で入りたい」と意思表示された。また、「自分の残した現金はすべて施設へ寄付したいので、遺言書を作成したい」と言い遺言書を作成した。

亡くなった後、お骨を永代供養墓に納め、遺言を執行した。

入所中に課題になりそうな事

- ①医療行為に関する意思決定の方法
- ②Aさんの死後、夫の遺骨と共に入る墓を探す
- ③借りていた公営住宅の解約
- ④遺言書の作成、執行

支援の内容

- ①金銭出納事務
 - 預金通帳を預かり、施設で管理した。本人の意向をその都度聞いて出納を行った。
 - 入居時に100数十万円程度の所持金があった。4年間の入居中に400万円弱の貯蓄となった。
- ②介護保険、特定医療費、年金、等の事務
- ③入院時や医療が必要な時に、本人の意思を確認をする
 - 入所後、膀胱がんを発症し入院。退院後も処置が必要であり、その都度本人の意思を確認した。
- ④本人の希望に沿って、夫と本人が死後に納骨できる真言宗の永代供養墓を探した。 上田市内に本人の希望と合う墓が見つかり、寺と契約をした。
- ⑤遺言書の作成を支援した。
 - 夫B氏の成年後見人を担当したC司法書士が、公証人役場等の手続きを進めてくれることで、Aさんは了承した。 施設にて、本人、公証人、立会人で遺言公正証書を作成した。
- ⑥遺言書作成10日後にAさんはお亡くなりになった。最期も「入院はしたくない。」と意思表示があった。 永代供養墓を契約した寺にて、Aさんの葬儀を執り行った。喪主は施設長。
- ⑦Aさんが賃貸契約をしていた公営住宅は、C司法書士が解約手続きを行った。
- ⑧遺言の執行をした。
- ▶遺産は、介護予防トレーニングマシーン6台の購入費用に充て、地域の方へ向けたフィットネスクラブを立ち上げ活動している。



支援を通じての気づき

①金銭面

- ・後見人制度を利用したほうが、様々な場面で協力してもらえる。 ⇒誰が申し立てをするか=親族、**市町村長**
- ・収入が少なく、施設利用料や生活費がまかなえない方は、生活保護を申請する。 ⇒誰が申し立てをするか=本人、扶養義務者、同居の親族⇒施設では出来ない?

②医療的な判断

- ・本人の意思が確認できない時は、「医療を受けられるだけ受ける」ことを基本とする。または、施設内外の関係者で委員会を作り、判断していく。このことは、国等がガイドラインを定めるか、法人や施設でガイドラインを作成してあると、より明確になって施設側も安心できると思われる。
- ⇒『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』研究班作成 『「身元保証書」がない方の入院・入所にかかるガイドライン』半田市(愛知県)地域包括ケアシステム推進協議会

③死亡時の遺体、遺品の引き取り

- 遺品は施設で処分する事を認めてもらう。(後見人が居る場合は、相談する) 高価な品や不動産は、後見人へ相談する。
- ・遺体は火葬の手配を施設長名で申し込む。施設で立ち合う。施設でできない場合は市町村になる。
- ・遺骨は、行政で引き取ってもらう。
- 葬儀は、本人の意思が確認できて施設が意向に沿うことができれば行う。生活保護の方も、葬儀社に「福祉葬」のコースがあるので、簡素に行うことができる。

社会福祉法人として、果たす役割

▶身寄り(身元保証人)が無い場合も、必要な介護や福祉サービスを提供する。 また、利用者も安心して必要な介護・福祉が受けられる。

このことは、社会福祉法人が利益の追求ではなく、地域社会の安心・安全を担う 役割を果たすうえで、避けてはならないことではないか。

▶現場だけが大きな負担を強いられることなく受け入れができるよう、制度やガイドラインの整備をしていくことが求められる。

困難な状況にある人に、等しく、場合によっては通常よりも、より積極的にアプローチしていくことは、社会福祉法人が果たす役割と考える。

▶社会福祉法人等利用者負担軽減制度の実施や、生活保護受給者の受け入れと共に、身寄りの無い人の受け入れも行い、法人経営が免税になっていることの意味を社会から理解されることも必要なのではないか。

親族が居ても「家やお墓を継ぐ」ことを必ずし もやらなくなってきている社会

- 墓じまい
- 納骨代行
- 散骨
- 終活
- ・・生きているうちに、自分の死後の準備をする。生前に契約し、これらを代行する業者もある。
- ・・・身寄りがない場合は、相続という形をとれないため、「遺産を国に託すより も思い入れのある団体に寄付したい」といったご自身の希望がある場合。

社会の変化と共に、身寄りが無くても医療や介護が安心して受けられるということは、 今後の社会でますます必要になる事ではないだろうか。

オープンセッション

「身寄りのない人の施設入所の課題を乗り越えるために」

~ 本音トーク!

施設・成年後見人・関係機関、それぞれの困り感を発信! みんなが孤立しない取組みと新たな社会資源とは? ~

セッション I 自己紹介

発言者 小林 和博 氏

(長野県社会福祉法人経営青年会副会長・上伊那福祉会 施設長)

岡室 恭輔 氏

(弁護士・いちりん法律事務所)

五十嵐 眞奈美 氏

(小諸市 保健福祉部 高齢福祉課)

進 行 衛藤史朗

(長野県社会福祉士会 身元保証人問題検討プロジェクト員)

セッションⅡ 困り事と取組み好事例

セッションⅢ 困難へのアクション

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー オープンセッション

自己紹介

小林和博

長野県社会福祉法人経営青年会 副会長

社会福祉法人上伊那福祉協会 特別養護老人ホームサンハート美和施設長

上伊那福祉協会

昭和34年1月設立



■ 養護老人ホーム

2施設

- 特別養護老人ホーム(多床室)5施設
- 特別養護老人ホーム(ユニット)3施設
- 障害者支援施設

1施設

■ 居宅介護支援事業

2 事業

サンハート美和 ユニット型特養

定員175名(長期169名/短期6名)

- 昭和44年 特別養護老人ホーム栃の木荘 開所
- 平成4年 特別養護老人ホーム第二栃の木荘 開所 (認知症専門施設)
- 平成15年10月 2施設が合併し、新施設として改築移転



入所施設側の困りごと (アンケート結果から)

身元引受人機能については、68法人中55法人(80%)が身寄りのない方に対して、何らかの対応を経験

- ① 緊急時の連絡先 (アンケート: 64法人)
- ② 医療行為への同意補助(アンケート:55法人)
- ③ 利用料や入居保証金の滞納時の補償(アンケート:11法人 33件)

身寄りのない人の対応 入所にあたり関係者で協議し同意のうえ覚書を締結(自法人)

- I. 本人に判断能力があるとき
 - a. 施設サービス計画 (ケアプラン) に関する同意
 - b. 医療機関での治療及び入院の同意
 - c. 入院にあたっての身元引受人等
 - d. 財産管理
- II. 本人の判断能力が不十分または著しく不十分 (成年後見制度 補助・補佐に相当) となったとき 上記項目 $a\sim d$
- III. 本人の判断能力を欠くのが通常の状態 (成年後見制度 後見に相当)

I 及びⅡの項目について、 後見人が選任された時は後見人が これ(身上監護及び財産管理)を行う

Ⅰ~Ⅲの共通

ア終末期

- a. 終末期の治療等の希望 (延命治療・終末期の場所)
- b. 急変時の対応

イ 死 後

- a. 死後の事務手続き
- b. 遺体・遺留金品の引き取りetc

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに沿った支援会議

支援会議の参加者

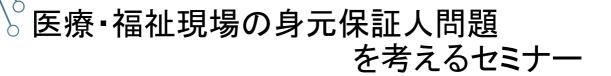
本人・施設関係者(施設長・生活相談員・看護師・管理栄養士)・成年後見人・社協・地域包括支援センター

I 施設からの要望

- ① 痰の吸引の指示が医師から出されている
- ② 吸引行為は看護師が行っているが、夜間は看護師が不在となることもあるので介護職が行いたい
- ③ 有資格者も増やしたいので、実地研修の実習対象とさせていただきたい
- ④ 終末期の医療処置について、身寄りがいないため保留となっているので、方向性を明確にしたい

Ⅱ 会議の結果

- ① 介護職が痰の吸引を行うことについて同意 → 後見人の立場で同意
- ② 介護職が痰の吸引の実習を行うことについて同意
- ③ 終末期の医療処置の事前確認
 - → ②・③ 市町村から親族(子供)へ文書を郵送し回答を得る
- ④ 医療の方向性について「本人のことをよく知っている関係者で行った協議をもとに判断する」ことについては、結論は出ず合意に至らなかった



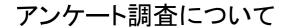
~後見人の立場から~

令和3年12月15日 弁護士 岡 室 恭 輔

1 所属

- ・長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会(ひまわり長野)
- ・日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター
- 2 活動
 - •後見制度
 - •虐待対応

など



- •身寄りがない場合に後見人に期待される役割 身元引受人的機能,保証人機能,入所申請
- •課題 医療同意

成年後見人の役割・権限

- 1. 成年後見人にできること
 - ・契約行為(入所, 入院, サービス利用)
 - ・財産管理(利用料等の支払,物品の購入)
 - ・事実行為(引き取り,付き添い)
- 2. 成年後見人にできないこと
 - •保証(利用料, 医療費, 損害賠償)
 - •医療同意



身元保証人・身元引受人として署名を求められる

- 1.「身元保証」とは?
- ①緊急時の連絡先
- ②亡くなった場合の遺体,遺品の引取り
- ③入院契約
- ④利用料金の支払,滞納時の保証

- ⑤退所時の本人の引取り
- ⑥ケアプランへの同意
- ⑦医療行為への同意
- ⑧サービスの選択・決定 など・・・

2. 対応

後見人としての今後の課題

- 1. 施設利用料等の滞納
 - ・財産管理,経済的虐待への対応
 - •債務保証(利用料,損害賠償)
- 2. 医療同意
 - ・同意権を持つのは?
 - ・本人の意思決定支援, 医療・ケアチームによる判断



医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー オープンセッション 『身寄りのない人の施設入所の課題を乗り越えるために』

身寄りのない住民の身元保証 ~地域ケア推進会議を通じた取り組み~



小諸市保健福祉部高齢福祉課 社会福祉士 五十嵐 眞奈美



小諸市の紹介







ウェルネスシティ 信州小諸

- 自分らしく居られるまち、自分に還れるまち -



自動車で180分

小諸市は、長野県の東部に位置し、北に浅間山、南西部に 千曲川が流れる自然豊かなま ちです。

小諸市の標高は約600メートル〜2,000メートル〜2,000メートルと高地に位置し、年間を通じて雨の日が少なく、国内でも屈指の晴天率を誇ります。

人口:41,816人 (2021.12.1現在)

こんな相談が寄せられました



市内の病院に入院しているAさん。退院できる体調に回復しましたが、**身寄りがないために**退院先(生活の場)が確保できない!?





家には帰れないし

どうしよう・・



②事前指示書を作成し、Aさんの意向を共有

③上記に基づき支援・調整を実施



これが【役割分担シート】です。小諸市



ご本人の意向

〇〇さん支援役割分担シート・事前指示書(令和 年 月 日版)

確認しました。 氏名

備考

現金が必要な場合(死亡時など)は予め要検討

■支援役割分担シート

		支援内容	誰が	支援の具体的内容	
	1	施設の入所契約に関すること	成年後見人(受任前は本人)	・病院や施設の契約手続き	
	2	利用料の支払いに関すること	老健・特養	・通帳の保管と金銭管理 ・施設入所費用や病院入院費用の支払い引落し 手続き	
	3	入院時・入所時の身の回りの援助	老健・特養	・入院時に必要な物品の準備や洗濯サービス業者等に依頼(契約)	
		緊急受診時の対応(夜間・休日)	施設職員	連携医療機関に緊急受診する旨連絡を取る	
	4		施設職員	・事前指示書を持参のうえ、医療機関へ連れて 行く	
	4		成年後見人(受任前は要相談)	・後日必要な事務手続きを取る	
			医療機関	・受診時のご本人の意思又は事前指示書を参考 に医療行為の判断を行う	
		緊急受診時の対応(平日)	施設職員	連携医療機関に緊急受診する旨連絡を取る	Г
	5		施設職員	・事前指示書を持参のうえ、医療機関へ連れて 行く	
			成年後見人(受任前は要相談)	・病院に出向き必要な事務手続きを取る	L
			医療機関	事前指示書を参考に医療行為の判断を行う	L
	6	ケアブラン、入院計画書の同意	本人	・ご本人の生活について本人、施設、病院と話し合い、ケアブラン・入院計画書等に署名する。	
	7	入所時の緊急連絡先(各種相談)	成年後見人(受任前は高齢福祉課)	・ご本人の施設生活全般に係る相談窓口となる	
	8	遺体・遺品の引き取り・葬儀等	施設職員と相談しながら市が対応	・遺体、遺品の受取、死亡届提出、火葬の手続き、納骨	

*病院・入所施設・ケアマネ・ 成年後見人•地域包括支援 センター・行政(生活保護担当 ・高齢福祉課)が写しを保管し ました。



これが【事前指示書】です。



確認しました。 氏名

- 1. 施設入所中に治療が必要になった際(骨折・発熱・呼吸不全等)の医療について
- ●あなたの気持ちはどれに近いですか?

口主治医(施設医)の指示に従います

□受診して治療を受けたい(病院名: 診療科:

□受診はせず施設で様子をみたい

2. 人生の最終段階の医療について

- あなたの気持ちはどれに近いですか?
 - 口できるだけ延命治療してほしい
 - □延命よりも、痛みや苦しみをとりのぞく医療をしてほしい
 - □回復の見込みがなければ延命治療はしないでほしい

●延命治療を望まれる場合、あなたはどのような治療を希望されますか?

印出版と主めれる場合、の名だはでのような出版と印主でするよう。					
心肺蘇生	口希望する	口希望しない	□わからない		
気管挿管・人工呼吸器	口希望する	口希望しない	□わからない		
胃ろう、経鼻胃管	口希望する	口希望しない	□わからない		
点滴・中心静脈カテーテル	口希望する	口希望しない	□わからない		

3. お墓についての希望

- あなたの気持ちはどれに近いですか?
 - 口親族に遺骨を引き取って欲しい
 - □小諸市の合葬墓に埋葬してほしい
 - 口支援者の判断にまかせる

■一緒に確認した機関					
支援機関		コピー割り印			
• 後見人候補者					
• 入所施設()				
 医療機関()				
・地域包括支援センター					
• 小諸市高齢福祉課					

*病院・入所施設・ケアマネ・ 成年後見人•地域包括支援 センター・行政(生活保護担当 ・高齢福祉課)が写しを保管し ました。





Aさんの支援を通して・・・



ケアマネジャ-

救急搬送時、治療にあたった医師は主治医ではありませんでしたが、予 め事前指示書を病院と共有していたため、延命治療については事前指示 書をよりどころとして関係者で確認できました。

役割分担シートについては、ケアプランの短期目標更新に合わせて見直 しを行いました。亡くなられた際の手続きについて、事前にもう少し細かく検 討できていればよりスムーズだったと思います。

定期的にご本人の意思を確認し役割分担シートと事前指示書の見直しを していくことが大切だと感じました。



ケースワーカ-

今までも関係者で 役割分担して支援を していましたが、シ 一トで見える化し関 係者全員で共有で き良かった。 施設側の受け入れ

もスムーズでした。

入院中に役割分担 ができたことで、ご本 人の望む暮らしがで きる場所に退院する ことができたと思いま す。



病院ソーシャルワーカー



地域ケア推進会議で協議しました 小諸市 🖤



◆地域ケア推進会議(小諸市の高齢者に係る地域課題解決に向け、介護・医療・福祉・地域の 代表者が協議する会議)にAさんの事例を地域課題の種(事例)として提出し、令和元年~ 2年度『身寄りのない住民の身元保証』をテーマに協議を進めました。

⑪進捗状況や成果 の確認

⑩目指す地域の姿・ 課題解決に向けて 役割分担を検討

> 9目指す 地域の姿を共有

①高齢者の 困りごとを 出し合う

②地域ケア 推進会議で 共有する

③困りごとの 優先順位を 決める

> 4)その困りご とを仮説とす る

⑤実態を把握 するための方 法検討

⑧地域課題 として認定

③に戻る

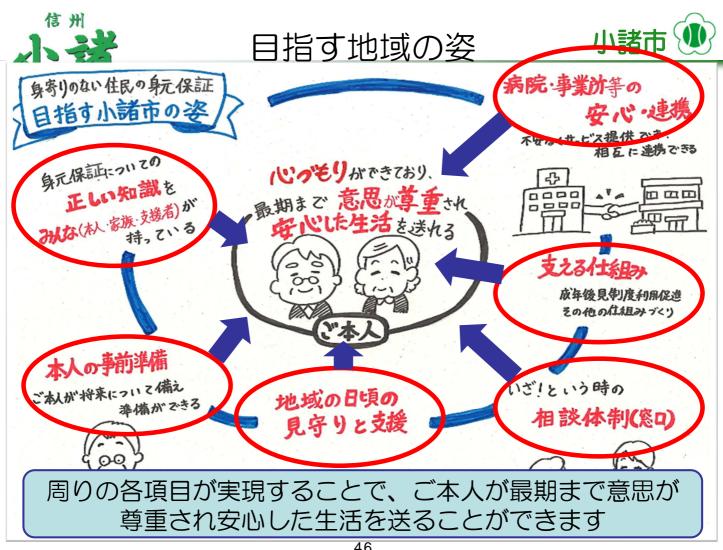
⑦調査内容•情 報の報告を受け ⑥実態の調査 や情報収集



地域ケア推進会議での協議結果



協議項目	協議結果
地域課題	医療・介護等様々な場面で「身元保証」が求められる一方で、「身元保証の役割を果たせる人がいない」市民が一定数存在している。 このギャップが課題であり、本人・支援者双方に不安がある。
目指す地域の姿	集合りのない住民の紀代は 日指す小諸市の姿 第元保障についての 第元保障についての 第二にいいの識と 近いなは、ままがあるが 神、ている 本代に仕名を送れる で本人の事情準備 ご私が神条について備え 事機ができる 見守りと支援 地域の日頃の 見守りと支援 ・ はごという時の 相談体制(足の)



協 議 項

क्षेत्र मा

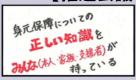
協議結果

課題解決・目指す地域の 姿に向けた取り組みの 方向性

①本人の心づもり・事前準備に関することを様々な機会を 通じ本人・家族等に伝えていく。

【推進会議構成組織・団体全体で】





②身寄りのない方の個別ケースに関わる際は、チームの一 員として、それぞれが必要な役割を担っていく。

【推進会議構成組織・団体全体で】



支える仕組み 成年後見制度利用促進

その他の仕組みづくり

地域の日頃の 見守りと支援

③権利擁護全般に係る課題解決に向け専門的な助言を得 ながら検討できる場・仕組みを整備し、身寄りのない住民 の身元保証に関しても対応する。 【小諸市】



支える仕組み

成年後見制度利用促進 その他の仕組みづくり

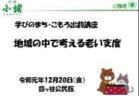


こんな取り組みを進めています 小諸市



取 組 状 況

■住民向けにACPの講演会を開催(小諸北佐久医療介護連携協議会)、学びの まち・こもろ出前講座に「地域の中で考える老い支度」のメニューを設け、地域に出向 き講座を開催(小諸市)





- ■市内の病院、介護施設の相談員等が集まり定期的に意見交換会を開催。今後以 下の取り組みを進めていく。
- ①『役割分担シート』と『事前指示書』を小諸市版として汎用性のあるものにしていく
- ②支援の継続性の確保と関係機関の連携のために困難ケース検討会(地域ケア個 別会議)の開催。
- ③関係機関の視点をそろえるため、意思決定支援や成年後見制度の学習会を開催。







参考資料

《開催予告》

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー(その 2) 一身寄りのない人の人生の最終段階における意思決定支援(予定)―

1 開催日時 2022年1月30日 13:00~16:00

2 開催方法 Zoom オンライン開催

3 主 催 公益社団法人長野県社会福祉士会

4 内 容

○ 講 演 「人生の最終段階における意思決定支援」

身寄りなき人への関わりについて、社会福祉士に求められる役割

実践現場の専門職同士の連携の要点

講師 植竹 日奈氏 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター

相談支援センター・地域医療連携室

ソーシャルワーカー

○ 課題別ブレイクアウトセッション他

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー 2 『身寄りのない人の人生の最終段階における意思決定支援 ~ACP(Advance Care Planning)とソーシャルワーク~ 』

1 開催趣旨

本会「医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクト」では、身寄りがなくても意思が尊重され、保証される社会を目指して実態調査やヒアリング、セミナーの開催等を通じて調査研究、問題を提起に取り組んできました。取り組みの中で、家族や親族がいないことで入院治療や緊急医療がためらわれてしまう状況や、本人の意思を誰が決めるのかが曖昧なまま、医療を受ける権利が十分護られていない事例が存在することが判ってきました。

ACP は、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人が事前に決めておくプロセスと言われています。本セミナーは、ACP の基本的な考え方を学ぶとともに、身寄りがなくても人生の最終段階における意思が尊重されるための意思決定支援の進め方とポイントを学ぶと共に、実践で求められる社会福祉士(ソーシャルワーカー)の役割と専門職同士の連携、また、実践における課題や悩みを出し合い共有することを目的に開催します。

- 2 主 催 公益社団法人長野県社会福祉士会
- 3 企画運営 身元保証人問題検討プロジェクト
- 4 後 援 社会福祉法人長野県社会福祉協議会/長野県社会福祉法人経営者協議会/ 一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会(予定)
- 5 開催日時 2022 年 **1** 月 **30** 日 13:00~16:00
- 6 開催方法 Zoom オンライン開催
- 7 参加者 定員100人
 - ① 福祉施設・事業所の管理者や職員
 - ② 市町村行政・社会福祉協議会の職員
 - ③ 相談支援機関(地域包括支援センター・障がい者支援センター・自立相談支援機関等)職員
 - ④ 専門職(社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士他)
 - ⑤ その他、本セミナーの開催内容に関心のある方
- 8 参加費 無料
- 9 日程・内容

13:00~ 開 会・基調説明(身元保証人問題検討プロジェクト)

13:10~ 講演

演題 人生の最終段階における意思決定支援~ACP (Advance Care Planning) とソーシャルワーク~」<内容>

身寄りなき人への関わりについて、支援者に求められる役割 実践現場の専門職同士の連携の要点

講師 植竹日奈氏「独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター相談支援センター・地域医療連携室ソーシャルワーカー

14:50~ <休憩>

15:00~ ブレイクアウトセッション(課題検討・意見交換)

15:30~ 全体会(グループからの報告と課題の共有)

16:00~ 閉 会

10 申込方法

メールアドレスが必須なため Web フォームからの申込みのみ受付いたします。 医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー申込 Web フォーム https://forms.gle/oXZukT6hpVN6Q6bd7

本会ホームページからもお申込みいただけます。

- ※ FAX・電話での申し込みは受け付けできません。
- ※ 上記 URL または QR コードからお申し込みください。

12 申込期限 1月15日(金)

13 オンライン研修参加方法

- ◆ パソコン、タブレット等から受講いただけます。
- ◆ 参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますのでご了承ください。
- ◆ 長時間に渡り映像を視聴いただくため、安定したインターネット回線(Wi-Fi 等)での受講を推 奨いたします。
- ◆ 携帯電話会社の回線(パケット通信)でも受講は可能ですが、データ量が大きいため、通信料金 やお使いの端末の契約内容にご注意ください。

14 そ の 他

新型コロナウイルス感染症拡大によるスタッフ・講師等の外出制限や配信場所が確保できない場合、 自然災害等により開催に変更が生じる場合は、研修前日の正午までにメール配信・ホームページ等で ご案内いたしますので各自ご確認ください。

15 問合せ



公益社団法人長野県社会福祉士会 〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F

申込み

OR コード

TEL: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339 E-mail: info@nacsw.jp HP: http://nacsw.jp/

随時入会 受付中

長野県社会福祉法人 経営者協議会

社会福祉法人の経営を私たち長野県経営協は

長野県社会福祉法人経営者協議会とは…

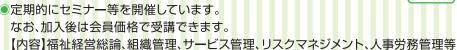
県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人を対象にした組織です。 高齢者、障害者、児童・保育、救護の4種別の法人が加入しており、 会員法人の経営基盤強化に向けた事業を展開しています。

これからのキーワードは『利用者本位のサービス提供』『地域に根づいた法人経営』 これらの実現に向けて社会福祉法人経営を支援し、経営力向上を図ります。





研修事業



●またホームページからは、法人・施設運営に関する各種制度改正の情報や研修会開催 案内等もご覧いただけます。

◇全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ http://www.keieikyo.gr.jp/



- ●全国経営協が発行している会報『経営協』が毎月送付されます。
- ●全国社会福祉法人経営者協議会は福祉施設法人を対象とした全国組織であり、 長野県経営協はその組織の一員として、活動をしています。 各都道府県が参加する研修会・大会等もある為、他県の会員の方とのネットワークが 広がります。

福祉・介護サービス事業所の施設経営の相談事業について



『社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業』(長野県社会福祉協議会事業)では弁護士・税理士・社会保険労務士による施設経営相談が受けられます。 ◎相談は無料です。



長野県社会福祉法人 経営青年会



長野県社会福祉法人経営青年会とは・・・

次世代の社会福祉法人経営を担っていく方々が、 各種研修会や交流活動等を通じて会員相互に情報交換を行い、 職員の資質向上及び積極的な施設の運営を目指し活動を行っています。



活動内容

- ●社会福祉法人、福祉施設における経営課題等についてセミナーを開催しています。リスクマネジメント、施設における法律相談について等
- ●全国社会福祉法人経営青年会が主催する各種研修会にも参加しています。全国経営青年会は全国経営協の内部組織として大きな役割を担っており、事業と連携を密にしています。
 - ◇全国社会福祉法人経営青年会ホームページ http://www.zenkoku-skk.ne.jp



••• 入会について •••

長野県社会福祉法人経営者協議会

入会資格

県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人

年 会 費

法人事業活動収入額

長野県社会福祉法人経営青年会

入会資格

所属する社会福祉法人の理事長の推薦があり満50歳未満 の方

年 会 費

15,000円

※詳細は、長野県経営協事務局までお問い合わせください。



長野県社会福祉法人経営者協議会・長野県社会福祉法人経営青年会に入会いただくと自動的に全国経営協及び全国経営青年会の会員となります。ホームページでは各種研修会開催情報や経営に役立つ情報が得られます。「経営協情報」のバックナンバー等もご覧いただけます。

~私たちは会員相互の交流を大切にしています~ 皆様の入会を心よりお待ちしています!

お申込み お問合せは 長野県社会福祉法人経営者協議会 長野県社会福祉法人経営青年会

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 社会福祉法人長野県社会福祉協議会総務企画部企画グループ TEL.026-224-3700 FAX.026-228-0130 E-mail:keieikyo@nsyakyo.or.jp

おひとりさまの抱える問題を関係者で共有 「地域ガイドラインづくり」に向 けた取 組

箕輪町社会福祉協議会 おひとりさま検討部会

おひとりさま検討部会の発足

サービス事業者等に声がけをし、「『身寄り』 を考えようと、行政、弁護士、民間の福祉 けて勉強会を重ねています。 なき時代の地域ガイドラインづくり」に向 箕輪町社協では、 地域の『身寄り』問題

さま検討部会」として本年5月から始まり 討などを行っています。 のない方の課題について資料の読み合わ ました。これまでに4回開催し、 である総合相談実務者連絡会の「おひとり 勉強会は、 現状把握、金銭管理についての事例検 箕輪町あんしん未来創造事業 『身寄り』

おひとりさまが抱える課題整理 コロナ禍で急務となった

協主催)にも参加し、『身寄り』のない方の れた総合的な権利擁護推進セミナー 箕輪町社協の西澤智美さんは、 「おひとりさま検討部会」を立ち上げた 昨年開催さ (県社

身寄りなき時代 家族機能に代わる 社会保証のあり方

* 令和2年度総合的な権利擁護推 ー・長野「身寄りなき時代 家族機能に代わる社会保証のあり 方を考える」(令和2年12月開催)

舒 爱对布

『祉コーディネーターの西澤智美さん (左) と早川恭世さん 「何事も知ることから始まります」 と西澤さんたちは、そ の人に会って話し、その場に行ってみることを大事にしています。

死七届

た。

要性を感じていました。 抱える課題整理とガイドラインづくりの必

問題の事例検討をしたいという申し出もあ 等の事業者の岡勇介さんらから『身寄り. 担当者レベルの勉強会を開催することにし ム経営者の中嶋一郎さんや、 社協とも長年関わりのある有料老人ホー 民間事業者やケアマネジャーを含めた 訪問サービス

具体的な事例から学ぶ

して『身寄り』のない方が亡くなったとき け入れてきた中嶋さんは、「喫緊の課題と 『身寄り』のない方をホームに何人も受

ができ、

勉強会を始めた意味は大きいと思

います

につなぐことができます。

断らない関係性

ました」と話します。 の具体的な手続きや対応を知る必要があり

ぞれの点と点がわかれば、 つなぐことができます。 無など、法的なことも含めて誰がどこまで 「例えば、遺体の安置や移送、 何をしなければいけないのか、それ 法律や医療など異 支援も線として 葬儀の有



-郎さん がたいです。また できることはあり 分野の情報を共有

対しては共通の意 特に認知症の方に

思確認シートなどがあれば大変役立つと考

切にできるようにしたい」と考えていまし る岡さんは、 えています」 『身寄り』のない方への支援サービスを適 身元保証や死後事務代行なども行ってい 「具体的な事例を参考にして

きず、 例検討が必要 の人によって支援はそれぞれなので、 「おひとりさまと言っても一括りにはで 在宅と施設でも情報が違います。 そ 事



ば、

す。

今後は総合相談

岡勇介さん(左) と弟の岡涼太郎さん (右) は行政書士。

援センターが6月 に立ち上げた箕輪 いきたいです」 町の地域包括支

ま

検討してい り』問題につい においても『身寄 ワーク連絡協議会 権利擁護ネット き

町

くり」を本格的に進めていく予定です。 「『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづ 実務者連絡会とも協議・連携し、 町全体で

その人を支援できる地域に 身寄り があっても、 なくても

組は、 す。 捉えています。 にみんなで協働するイメージだと言いま いと対応に困るので、それらを集めるため 寄り』のないだけであって、アイテムがな とでなければ、 『身寄り』のないことがその人の困りご 支援を必要とする人がたまたま『身 おひとりさま検討部会の取 問題はない、 と西澤さんは

るスタンダードですから、 誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげて で良いと思っています。一人にしっかり向 て人生の最期を迎えることができればそれ き合っていくことで、周りの人を巻き込み、 くてもその人がきちんと生活でき、 「『身寄り』のないことは誰にでもありう 『身寄り』がな 満足し

*総合相談実務者連絡会は、初期相談の窓口となる専門職の「顔の見える横のつながり」を促進し「話す機会」を作ることを目的に平成30年に結成。人権擁護委 員、行政相談委員、司法書士、まいさぼ、民生児童委員、各課の係長、包括、弁護士、保護司など40人近くが参加。 事例検討・情報交換・学習会などを年3回開催し てきましたが、コロナ禍により昨年度は活動休止。今年度は小人数によるおひとりさま検討部会に取り組み、今年12月から全体会としての活動が再開されます。



ともに創る」を実践する

みんなで 取り組む 地域共生·信州 進め!信州ふっころプラン

EV



箕輪町社協主催の「おひとりさま検討部会」。町の福祉課、弁護士、保護司、行政相談員、 医療関係者、施設・福祉サ など有志が集まり、「身寄り」問題の勉強会を開催。『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりを目指しています。 10月の勉強会では、 「身寄り」のない方の最期や埋葬について、町としての死後対応の状況、町内にある葬儀会社への聞き取り調査の報告等がされました。

地域における 権利擁護支援の課題

りに取り組み、この過程を通じて『身

そのために地域でガイドラインづく

を図ることが必要です。

寄り』のない人の権利擁護支援を理解

例し人口は減少に転じ始め、家族や親 縁の希薄化の中、高齢者の増加に反比 核家族化した世代の高齢化や地縁血

目指します。

の尊厳が尊重される地域社会の実現を

『身寄り』なき時代、

一人ひとり

前とされ、「連帯保証人」や「身元引受 ことができなくなるとき、 わりでは「家族による支援」があたり 負ったとき、介護が必要になったとき、 人」が必要とされてきました。 **人生において自分のことを自分でする** 私たちのま

社会課題が浮き彫りになってきていま 本人の権利が守られないなど、様々な があります。『身寄り』がないことで 医療・介護といったいのちと暮らしに 援が受けられず排除されてしまうこと かかわる重要な場面で、家族による支 社会的に孤立している人たちは、居住・ しかし、いわゆる『身寄り』がなく

せん。 利がしっかりと守られる地域を作って てしまうといったことなどです。そう いからといって受け入れ側がためらっ いくことを考えていかなければなりま したことがなくなるよう、その人の権 へ入院・入所するとき、保証人がいな トなどに入居するときや、 例えば、『身寄り』のない方がアパー 病院や施設

者が同じテーブルで議論、協議しなが ら、それぞれの役割について合意形成 めていくためには、地域の様々な関係 『身寄り』の問題に関する取組を進

身寄り 問題とはなにか

けがや病気をしたとき、障がい

い人を平等に扱い包摂することができ

人の問題ではなく、『身寄り』のな 『身寄り』問題は『身寄り』のない人

プロジェクトを進めています 地域ガイドラインづくり」 「身寄り」なき時代の

ます。 問題の解決に向けて、長野県あんしん 「『身寄り』なき時代の地域ガイドライ 未来創造プロジェクトの一つとして ンづくり」プロジェクトを展開してい 長野県社協では今年度、『身寄り』

ら、住宅入居、施設入所や医療同意、 す増加することが予測されることか ない社会の側の問題です。 や機関の参加を得て、地域ごとにこう 金銭管理、死後事務など、様々な職種 した課題に立ち向かうことが求められ 今後、 『身寄り』のない方がますま

族に頼ることができない方が増えてい

長野県あんしん未来創造プロジェクト2021 『身寄り』なき時代の

プロジェクトの概要 地域ガイドラインづくり」プロジェクト

すが、家族や親族に頼ることができない て暮らせる地域づくりに取り組んでいま ど様々な社会課題が浮き彫りになってき いないことで本人の権利が守られないな 方が増えており、いわゆる『身寄り』が 長野県社協では、日々、住民が安心し

り組みます。 指した「地域ガイドラインづくり」に取 検討、協議を重ねながら、その改善を目 参画を得ながら、身寄りの問題について 『身寄り』問題に関わっている方々の

『身寄り』があってもなくても安心し

【取組内容】

勉強会の開催

捉えます。

本プロジェクトのスタートとして、「身寄りの 有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくり 手引き」を作成した特定非営利活動法人つな る鹿児島の芝田淳理事長を招き、プロジェク トに賛同する8地域の市町村社会福祉協議会や 行政による「身寄りなき時代の地域ガイドライ づくり勉強会」を7月に開催しました。

『身寄り』のない人とは

家族・親族がおらず、または、 いても交流がない、遠方にいる、 関係性の問題等のため「家族に よる支援」が受けられない人を、 いわゆる『身寄り』のない人と

> 目指します。 尊厳のある暮らしを営める社会の実現を て暮らせる地域づくりと、 一人ひとりが

●地域ガイドラインづくり取組例 《新潟県魚沼市》

論につながりました。その過程の中で、 援にかかわる支援者の勉強会におい の活用といった独自の手法が開発され る情報を登録するデータ共有システム が再認識されたり、介護と医療に関す ガイドライン策定を望む声が高まり、 て、ニーズの把握がなされるとともに、 権利擁護や支援付き意思決定の重要性 行政が設置する策定委員会における議 魚沼市は、『身寄り』のない人の支 新たな福祉文化が醸成されま

【課題認識】

ります。この医療同意を取ることができ る等の問題が生じる可能性があります。 から医療同意を取っている場合が多くあ する意思決定を行うための判断能力がな いと判断された場合、慣行として、家族 医療現場においては、本人に医療に関 適切な医療が提供できない状態に陥

く、困難に陥ってしまう場合があります。 いますが、管理を行ってくれるものがな が本人の代わりに資産・金銭の管理を行 十分になったときなど、多くはその家族 認知症や障がいによって判断能力が不

合があります 本人に関与している者が困難に陥ってし 死後の対応は、家族が不在の場合、その われ方を実現することができなくなる場 まうとともに、本人もその望む最期や弔 葬儀や埋葬、 残置物の処理等といった

> 支え合いの輪に参加す 終活や互助会、地域の

援者はそれを促すこと ることが考えられ、支

身寄りの 有/無 にかかわらず

安心して暮らせる 地域づくり。

90

が求められます

「身寄り」問題における個別の課題

ます。 ような解決すべき個別の課題が挙げられ 『身寄り』のない人にとっては、 次の

① 居住に関する連帯保証

② 入院・入所 (病院・施設) に関する 人を確保できず困難が生じます。 賃貸住宅への入居にあたって連帯保証

等を確保できず困難が生じます。 も入院・入所できるものとされています 連帯保証人等を求めており、連帯保証人 が、実際には、ほとんどの病院や施設が 本来であれば連帯保証人等がいなくて

③ 医療に関する意思決定支援

会づくりの道程です。そのため、 ひとつの地域づくりであり、

●『身寄り』問題に取り組む主体

体となって、それぞれの立場から『身寄 り』問題に取り組む必要があります。 援者、事業者だけなく、当事者が三位 当事者については、 『身寄り』問題の解決のためには、

きずに断念するケースが予想されます。 ことが一般的であり、 「身寄り」問題の解決に向けたポイント 身元保証人や身元引受人を求められる 確保することがで

動を始める必要があります。 権利擁護の課題であることを前提に、 権利擁護としての「身寄り」問題 「身寄り」問題は、排除の問題であり。

行

●「家族による支援」のとらえなおし

支援を社会や地域が適切に役割分担する 仕組みづくりを進める必要があります。 ●子ども・若者の『身寄り』問題 これまで家族が担うものとされてきた

されています。 内容が異なるため専門的な視点が必要と 者や障がい者の『身寄り』問題と課題の 子ども・若者の『身寄り』問題は高齢

●『身寄り』問題と地域づくり

むプロセスが重要です。 『身寄り』問題に取り組むこと自体が 地域共生社 取り組

*参考・引用抜粋 「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」及び「『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き〜地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとおして〜」 (厚生労働省社会福祉推進事業) NPO 法人つながる鹿児島 HP参照 https://tsunagaruk.wixsite.com/tsunagaruk

就労・就学

6